

8. メッセージボード搭載災害対応型自動販売機設置運用に関する協定書

出雲市(以下「甲」という。)とコカ・コーラウエストジャパン株式会社(以下「乙」という。)
は、メッセージボード搭載災害対応型自動販売機(以下「自動販売機」という。)の設置及び運
用に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、自動販売機搭載のメッセージボードを利用した行政情報の発信及び風
水害・地震・その他の災害(以下「災害等」という。)が発生した場合における自動販売機内
商品の無料開放に係る相互協力支援等について定めるものとする。

(行政情報等の配信)

第2条 メッセージボードを利用して配信する情報は、甲の行政情報、時事通信社が配信す
る時事フラッシュニュースのほか、甲が必要と認めた情報とする。

(支援体制)

第3条 出雲市に災害等が発生し、上水道施設が破壊または寸断され、甲が災害対策基本法
に基づく災害対策本部を設置したとき、甲はその旨を速やかに乙に連絡し、無料開放の支
援を要請するものとする。

2 乙は前項の規定により甲から支援の要請を受けたときは、遅滞なく支援体制を整えるも
のとする。ただし、道路不通あるいは停電等により支障が生じた時は、甲と協議のうえ供
給対策を講ずるものとする。

(無料開放)

第4条 乙は、前条の規定により、甲から無料開放の要請があったときは、速やかに自動販
売機内の商品について無料開放の許可をするものとする。

2 無料開放は水道施設が復旧又は市民に対する飲料水の供給体制が確立され、市民生活
に支障がないと甲が判断した時までとする。

3 無料開放の期間中、乙は自動販売機への商品の補給を1日1回行うものとする。

4 甲は、前項の補給に使用する乙の車輛をあらかじめ「緊急救援物資車輛」と認定し、協
定締結後速やかに認定証を交付するものとする。

(設置及び撤去)

第5条 自動販売機の設置箇所については、甲乙協議のうえ決定するものとし、設置及び撤
去に係る経費は乙の負担とする。

(設置条件)

- 第 6 条 甲の管理する施設に自動販売機を設置する場合は、出雲市行政財産使用料条例（平成 17 年出雲市条例第 8 1 号）第 2 条に規定する行政財産使用料を納付しなければならない。
- 2 メッセージボード使用に関する通信機器の構築に係る費用は甲の負担とし、行政情報配信、時事通信社ニュース配信等に関する通信料等は乙の負担とする。
- 3 無料開放期間以外の平常時における自動販売機内商品の売価は通常価格とし、甲の管理する施設に設置された商品販売に伴う手数料は免除するものとする。

(協定の効力及び更新)

- 第 7 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 3 年間とする。ただし、協定終了日 30 日前までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって協定延長を行わない旨の通知がない場合には、この協定は同一内容をもって更新されたものとみなす。また、更新された協定を更に更新する場合も同様とする。

(個人情報の取り扱い)

- 第 8 条 乙は、本契約の履行を通じて知りえる甲の全ての情報を秘密とし、国内の法規に従い、適切な取り扱いを行うものとする。秘密の保持は、本契約終了後も継続する。

(その他)

- 第 9 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義を生じた事項は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

以上、この協定を証するため、協定書 2 通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

平成 20 年(2008)12 月 8 日

甲 出雲市今市町 109 番地 1
出雲市
出雲市長 西 尾 理 弘

乙 福岡市東区箱崎 7 丁目 9 番 66 号
コカ・コーラウエストジャパン株式会社
代表取締役社長 原 田 忠 継